

事業計画書

【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障がい児・者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

<記載場所>

『あらゆる世代の交流がさかんに行われ、さまざまな人の和がひろがり、すべての住民が地域の一員と感じられるまち』を目指し、場の提供と相談支援に力を入れながら、地域活動の下支えをしていきたいと考えています。

地域の実情を把握するため、相談業務の他、地域の活動や会議にケアプラザ職員も積極的に参加しています。自主事業を企画する際は参加や情報提供の対象が限定されないよう、社会参加の機会として、『かもマチ食堂』のような多世代交流、介護予防にもつながる『悠タみのりサロン』『ふれあいサロン』『唄声風歌』などの場、参加しやすい場所（徒歩圏内）として、町内会館やコミュニティハウスなどを利用して『育児教室』や『赤ちゃん教室』を設置しています。

また、障がい児・者への理解が深まり地域住民との交流につながる取り組みとして、地域作業所（陽だまり）で制作したパンやクッキーの販売と高次脳機能障害の方（珈琲サロン・風と友達）のボランティアによる「ひるがおカフェ」を定期的に開催し居場所を築いています。

見守り活動『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）では、事務局の一員として中里北部地区連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、区役所、区社会福祉協議会と共に検討し、医療機関、学校、福祉保健事業所、一般企業を含めた横のつながりを持つことで、地域の中で様々な変化に気づき、支えていく仕組みづくりを目指しています。

また、日常生活の困りごとを住民同士で支えあう『ちょこボラ』の後方支援や、学生によるボランティア活動をさらに活用していく方法も検討しています。

今後も福祉の拠点として住民と意見交換しながら、誰もが住みやすい地域を目指し、協働で事業を展開し、活動の拠点づくり・課題解決に向けた継続支援を行っていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

<記載場所>

鴨志田地域ケアプラザが管轄する中里北部地区（鴨志田町、成合町、たちばな台1丁目～2丁目）の総人口は14,574人で、世帯数は6,633世帯です。（令和6年3月31日現在）

昭和40年頃の宅地開発により建てられた大型団地や比較的新しい住宅地が広がっている区分と、農業を営むエリアに区分できます。鴨志田町内には大学が2校あり、たちばな台には救急受け入れ病院があります。自然を残した緑豊かな寺家ふるさと村の環境は、特に子育て世代やシニア世代から、地域の魅力として声を聞くことも多いです。

現在中里北部地区の高齢化率は30%を超えており、成合町、寺家町は区内でも1.2番目に高い値となっています。（令和6年3月現在のデータ）

地域福祉保健計画や地域ケア会議での意見交換にて、近年は主に下記のような課題が挙がってきています。

- ・活動者の高齢化、ボランティア等の担い手の不足。
- ・エリア内の坂道の多さによる、移動手段の限定。住民の生活・活動の範囲の制限。
- ・見守りへの取り組み方（誰も取りこぼさないためにどうしていくか）

中里北部地区の強みの一つである、地域住民の自助・互助の意識の高さを活かすネットワーク構築に向けて、住民はもちろん区役所や区社会福祉協議会等の関係機関とも協働しながら、引き続き取り組んでいきます。

・ケアプラザ、たちばな台の『まちなかクラブ』などの場を活用して、イベントや講座、出張相談を開催。多くの住民にとってケアプラザが身近な存在となり、利用や相談がしやすいような仕組み作りを行う。

・よこはまシニアボランティアポイントによるボランティアの育成や、『ちょこボラ』などの活動への後方支援の継続。

・多世代交流『かもマチ食堂』をはじめとした、活動の後方支援の継続。

・地域と協賛している重要なまちづくり計画『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）への参加。立ち上げ当初から長年関わっている取組であり、共に支え合うことを目標の一つとして、今後もケアプラザ全体での関わりを継続する。

この地域の魅力を引き出しながら、昔から暮らしている方、新しく移り住んで来る方、誰もがいつまでも住み続けたい町として思い続けられるよう、他事業所や企業等に向けても情報を発信し地域のためにできることを協力いただきながら、今後も働きかけを行っていきます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<記載場所>

青葉区地域福祉保健（地区別）計画を意識しながら取り組んでいきます。

中里北部地区連合町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、区役所、区社会福祉協議会を含めて検討する機会として、『気づきの和連絡会』を継続しています。中里北部地区内の学校や一般企業、関連する医療機関や福祉保健事業所も含めた場として、情報提供・共有（作成物の配布等）、意見交換、団体や活動者同士の横のつながり作りの機会を持っています。地域の中での様々な変化に気づき、支えていくこの取り組みを、区役所からの補助金を活用しながら進めています。

住み慣れた地域で多世代が暮らし続けるために、認知症への理解を促すためのサポーター養成講座の実施（一般住民、学校や企業等向け）、フレイル予防・介護予防に向けた健康サポートイベントやハマトレを、医療機関、介護保険事業所、他ケアプラザと様々な機会で開催しています。また大学の「医療コミュニケーション学」の講義に職員が参加し、地域の現状や課題、活動や取り組みを伝える機会を設けています。障がい児・者に向けた事業としては、青葉区生活支援センター『ほっとサロン青葉』との講座共催や、青葉区基幹相談支援センター『あおば地域活動ホーム すてっぷ』との同行訪問を実施しています。

学生を含めた若い世代との関わりの場として、NPO 法人『まちと学校の未来』（あおばコミュニティテラス）や他ケアプラザと共催して、余暇を活用した「みんなの学習室」を例年行っています。「みんなの学習室」では小学生の学習支援やレクリエーションに、中高大学生がボランティアで参加しています。令和6年度の冬の学習室では「青葉かがやく生き生きプラン」のまちづくりアンケートに取り組み、小学生も交えて意見交換が行われました。また、不登校が心配な子どもや保護者の顔が見える居場所として『カラフルカフェ』を開催しています。

各職種においては、青葉区内各地域ケアプラザ職員が毎月連絡会（分科会）を開催し、それぞれの問題・情報を共有し、解決に向けて取り組みを行っています。

地域とのつながりにおいて、今後も継続的に関わり問題・情報を共有し、一人も取り残さない仕組みづくりを目指していきます。

(4) 合築施設との連携について（市民利用施設との合築の場合のみ）

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<記載場所>

平成3年に社会福祉法人ふじ寿か会を設立した本会は、『地域に根ざした、いつでも利用者の方が安心して利用できる施設を目指すと共に、職員は高い質（倫理、知識、技術）を持ち、利用者のニーズに対し、熱意あるチームケアを行います。』

① 品質：心地よさを感じる丁寧なケア

② 熱意：福祉を志す揺るぎない気持ち

③ 迅速：広い視野を持って、利用者のことを考え、何を望んでいるかを察知して行動する冷静な判断と臨機応変に対応する行動力

以上の点を常に心掛け、社会福祉法人の誇りを持ち、地域福祉の充実に寄与することを図ります。』という理念のもと、緑区に介護老人福祉施設（併設 短期入所）、ケアプラザ、高齢者グループホーム3か所、地域作業所、障がい者グループホーム、有料老人ホーム、青葉区にケアプラザ、介護老人福祉施設、都筑区に高齢者グループホームの計11か所の事業展開を行ってきました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

予算の執行状況については、月次試算表を基に予算執行状況を把握し、必要であれば予算計上内容の修正を行い、各施設責任者等へ説明を行っています。

法人税については、社会福祉法人のため課税はされていません。消費税及び地方消費税等に関しては、滞納はありません。

財政状況の健全性につきましては、経理規程に沿って統括会計責任者への報告を行い、決算前には法人監事への報告も行っています。必要であれば外部監査を実施する予定もあります。安定した経営を行うために、利用される方々のニーズを引き出し、それぞれの利用者の立場にあったより良いサービスの提供を行うことが必須要件と考えています。支出に関しては、昨今の物価上昇によって厳しさが増してきていますが、常に優先順位は何か、削減できるもの、代替できるものを考え努力しています。

現在、財務状況の改善に向けて、民間の介護保険事業所が様々なサービスを展開している環境下でも個々の利用者への対応を深め、介護保険事業の利用率・稼働率の向上を目指しつつ、介護保険の加算をさらに取得出来るよう(法人内での配置転換・有資格者の雇用)考えています。

そして、地域のニーズに合わせる事ができなかった事業については、規模の縮小、休止も視野にいられています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長(予定者)及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<記載場所>

現在、各部門とも職員配置基準に従った職員を配置しており、今後も横浜市地域ケアプラザ条例他関係法令及び介護保険上の運営基準を遵守し、適切な人員配置を行っていきます。

地域ケアプラザ所長

平成8年に介護老人福祉施設に入職しております。通所介護職から、通所介護主任、訪問入浴管理者、平成20年にケアプラザ通所介護に異動。令和6年よりケアプラザ所長を勤めている職員が行う予定です。

地域包括支援センター

保健師は、平成20年よりケアプラザに入職している職員を配置予定です。社会福祉士は、平成30年よりケアプラザに入職している職員を配置予定です。主任介護支援専門員は、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の介護職から平成20年に介護支援専門員資格を取得し活動、平成30年よりケアプラザ地域包括支援センターに異動した職員を配置予定です。以上3名が行う予定です。

地域活動交流コーディネーター

同区でコーディネーターを5年経験し、令和2年よりケアプラザ配置の職員が行う予定です。サブコーディネーターは、地域在住の方を配置し、地域の情報に通じた4名を配置予定です。

生活支援コーディネーター

平成16年よりケアプラザに入職しております。地域活動交流サブコーディネーター、コーディネーターを経験し、平成30年より生活支援コーディネーター配置の職員が行う予定です。

居宅介護支援事業所

管理者は、介護職を経験として介護支援専門員の資格を取得し、10年以上経験のある職員が介護支援専門との兼務で配置し、介護支援専門員として20年以上経験のある職員を1名配置し、2名体制で行う予定です。

通所介護事業

管理者として配置予定の職員は、平成20年に介護老人福祉施設に入職しております。平成28年より併設の通所介護相談員と管理者を経験し、令和6年よりケアプラザ通所介護の管理者として異動しております。

相談員として配置予定の職員は、平成15年に入職しております。平成20年にケアプラザ通所介護に異動した職員を予定しております。また、平成30年に通所介護に入職した職員で、令和6年よりケアプラザ通所介護相談員として異動した職員も配置予定です。以上3名を常勤で配置する予定です。

通所介護の非常勤職員、看護職員に関しては、働きやすい環境づくりの一環として、ライフワークバランスを考え、子育てをしながら無理なく働ける時間の調整相談や体力面に自信がない方でも働けるように短時間勤務を取り入れています。

職員全体が、仕事時間以外にも希望参加型として、職員の子供や家族が参加できる場を設けることによりコミュニケーションを深めることができる場を企画し、日頃からの信頼関係や何でも話し合える関係づくりを実施していきます。欠員状態が起こった場合には、速やかに補充や配置換えを行えるように準備、責任者間での話し合いを行い、法人内他事業所に勤務する資格保持者の把握を行い、運営に支障がないよう安定した確保ができるよう努めます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

研修については、横浜市社会福祉協議会が実施している職種別の研修や市や区の行政で実施する研修へ積極的に参加していきます。外部から送られてきた研修案内は、職員に回覧し研修の情報を周知します。研修期間は勤務時間として、研修参加費や交通費の支給を行うことで、研修に参加しやすい環境づくりを行っていきます。参加後は研修報告書を作成し、全職員が閲覧し伝達できる体制にすることと、研修報告を会議の場で行うことで、受講した職員以外にも文章で伝わりづらいことなどを報告できる体制を整えていきます。

その他、年度ごとに研修計画を立て、段階的に学びの機会を持てるようにしていきます。

ケアプラザ内研修・法人内研修では、研修の企画・立案・実施を職員が行うことで、研修を受けるだけでは得られない学びを得る機会をつくります。新人職員もベテラン職員も共に学べる機会となるよう、ケアプラザ全職員で、職員の力量や、学びたいと思っていることをリサーチし、計画を立て、学ぶ機会の確保をすることで、それぞれの専門分野に限らず、総合的で多様な問い合わせにも対応できる職員の育成を図ります。

内部研修実施予定

個人情報取り扱いについて、ハラスメント研修、災害時の対応研修、業務継続計画研修（自然災害・感染症）、感染症に関する研修、倫理人権研修（高齢者虐待含む）事故発生時の対応について、運転者教育研修、接遇に関する研修、AED 取り扱い研修を行います。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

法定点検は専門業者に委託して管理を行っていきます。

建物は 20 年を経過していますので、月に 1 回専門業者に建物総合巡視点検を委託し、日常的な維持管理は職員が行い、毎朝の開館準備時や毎日の業務にあたりながら、安全確認を行い館内利用者が安心して利用できるように異変や気づいたことがあれば所長まで報告する体制とします。

不具合が見られた場合や軽微な修理・補修に関しては職員が対応し、大掛かりな修理・補修が必要な場合は区と事前協議等で連携を取りながら、専門業者に依頼し迅速に対応していきます。

専門業者に依頼する場合は、できる限り相見積を取り、一番費用のかからない方法且つ、横浜市内の中小企業に発注をするなど、効率的に行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

事件事故の注意喚起として、定期的に朝礼で声掛けを実施、必要時は全職員に回覧を行い注意喚起に努めます。

職場内でのリスクマネジメント研修の指示、館内ご利用者への配慮としては、足元が不安定な方への声掛け等の対応を実施するなどケアプラザ運営するうえで安全を第一として考え、事故防止のための取組を行っていきます。また所長は、速やかに報告が受けられる体制とします。日頃から気づいたことや、ヒヤリハット事例があった場合は、報告書に残し、情報共有と注意喚起を行います。

事故発生時の対応としては、事務所に事件事故発生時の連絡フローチャートを掲示しています。定期的に研修を行い、万に備えます。

事故発生時は、現場対応者と連絡対応者を編成し、迅速に各機関や連絡先に情報共有ができるように対応します。その日のうちに会議を持ち、情報の把握と、職員との正確な情報共有と改善策等の見直しを行い、再発防止に努めます。法人本部とは、緊急時のバックアップ体制も整えており、事故発生時は速やかに伝達し、事故解決まで法人全体で情報共有を行います。

個人情報を取り扱いに関しては、規程に基づき、日頃から職員同士が意識して注意するように声掛けをし、ダブルチェックを義務化しています。研修を行い、機械操作や封入などの方法を見直し、個人情報漏えいに防止に努めます。

ケアプラザとしての緊急連絡網を作成しており、必要時すぐに全職員へ連絡が取れる体制をとっております。防犯・防災への取り組みとしては、警備契約を始め、移動可能なイスやゴミ箱は館内へ収納し、防犯・防災対応をしています。

館内にはAEDを設置し、職員向け、利用団体向けに使用方法の講習会を実施し、必要時に緊急対応できるよう取り組みます。

ケアプラザを利用する活動団体には、ボランティア保険加入、事故発生時における参加者の緊急連絡先の確保を団体登録の説明会でお願いしていきます。転倒や事故が起きた場合には、事務所まで速やかにご連絡いただけるようお願いし、館内事故防止検討策を職員が検討することとします。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

青葉区防災計画をもとに、職員を対象とした災害時や消防等の体制をつくり、有事（震度5強以上）の際の役割分担（参集条件や活動範囲など）を行います。参集方法については、緊急連絡網を作成し、職員の環境状態を確認したうえで、参集人数の把握、区への報告や連携を行っていきます。

ライフラインが停止した想定で、電話の一般回線が使用できない状況でも SNS で職員連絡体制を整え、必要時には青葉区防災ラジオや非常時優先携帯電話を活用できるように事務所に備えます。通勤ルートとしてバスや電車の停止や計画運休があることを踏まえ、開設準備から徒歩で参集できる人数の把握を行い、人数確保が難しい場合は、責任者が法人本部で宿泊するなど、初期体制整備に努めます。

また、福祉避難所開設・運営マニュアルを常備し、常勤職員を対象に、大規模災害発生時の際の役割分担（参集条件・活動範囲など）をしています。（例：職員の通勤ルートを確認し、有事の際は公共交通機関を使わず徒歩で参集できる人数を把握するなど初動体制整備に努める）

福祉避難所研修や連絡会が開かれる際には、率先して参加し、マニュアルや備蓄の見直しを行っていきます。全職員を対象に、緊急連絡網の見直しやリスクマネジメント研修も取り入れ、防災意識を高めます。

年2回行う防災訓練においては、消防署職員立会いのもと、地域住民を交え、AED の使用方法、災害時の避難方法や簡易担架の作り方、毛布を使った移動方法や誘導時の声掛けなど様々な状況を想定した訓練を実施していきます。

また、地域で行われる『地域防災拠点訓練』へ参加し、各関係機関・地域住民との情報共有を図りながら、ケアプラザが福祉避難所であることを伝え広め、福祉避難所の役割についてもお知らせしていきます。地域との連帯を取りケアプラザ全職員が意識を高め防災・減災対策に取り組んでいきます。

応急備蓄品に関しては、定期的に在庫確認・期限確認を行い、区と連絡・調整を図っています。また、定期的な充電機能の確認や仕様の仕方を防災訓練時に使用し、有事に備えています。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

設備状況の不備や欠陥等の自主点検を業務終了時の巡回や日中業務で定期的に行い、異常があれば、速やかに行政と協議を行い改修等対応していきます。

また、点検業者へ委託し、点検実施計画に基づき法定点検を実施していきます。

震災予防措置として、照明器具等の固定、事務機器の転倒・急激な移動及び落下防止、窓ガラス等の破損・散乱防止対策、非常口の開放等、避難通路の確保、初期消火用水の確保、震災備蓄品の準備を行います。

水害に関しては、日頃からケアプラザ周囲を確認し、特に排水溝のごみたまりが起きていないか点検を実施しております。ハザードマップでは、水害区域ではありませんが、近隣の建物が山の斜面であるため土砂災害警戒区域が近くにあります。

また、河川・田・畑もこのエリアにはあり、避難時や移動時に十分注意して安全確保ができるよう避難訓練でも取り組みます。ケアプラザは、居宅介護支援・通所介護事業を実施していることから、業務継続計画訓練研修にも取り入れ有事に備えております。

感染症の発生・まん延に備えるための取組については、委員会を設置しており感染症マニュアルの見直しや、再発防止策の検討、職場環境の見直し、事例の周知や職員研修を定期的を実施しております。ケアプラザを利用される方々の健康と安全を守るため職員一同が意識し、ケアプラザの機能が停止しないよう感染を未然に防止し、有事の際には、感染を終息するための取組を行っています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<記載場所>

職員には、ケアプラザ機能の周知を繰り返し行うことで、公正中立な対応ができるよう資質向上に努めていきます。

活動団体等に対しては、ケアプラザとしての決まりごとを遵守し、特定の団体に偏らず、公正中立な立場で対応しています。年に1回は、利用団体へ取り決めの周知活動を行っています。

介護保険サービス事業者等に対しては、ご利用者の選択支援を第一姿勢と捉え、対応しています。利用者にどのようなニーズがあるかを丁寧に聞き取り、そのニーズに対応し得るサービスを複数紹介できるようにしています。

地域包括支援センターの公正・中立性の確保に関する実施状況の確認のため相談者に対するアンケートを毎年実施し、区への報告を行っております。利用者や家族にとって身近な相談窓口であり、地域で暮らす支えとなる地域包括支援センターにとって、公正・中立性の確保は欠かせないものがあります。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

<記載場所>

利用者の方々のニーズの把握の仕方は、年1回の利用者アンケートだけでなく、多様にあると職員は常に意識して接しています。毎年実施しているケアプラザ利用者アンケートでは、集計後に要望や苦情における検討会を行い、改善をしています。改善策は区へ報告するとともに安心してケアプラザをご利用できる取組の一つとして館内に掲示しています。また、日常的に利用者の顕在化及び潜在化されたニーズを、些細なことからもサインをキャッチするよう心掛けています。

活動団体と日常的に交流を持つこと、ミーティングに同席すること、多職種でカンファレンスすることを意識して行っています。

通所介護では、介護職員、看護職員、相談員、管理者がそれぞれ利用者からのサインを見逃さないように声を掛けあい話しやすい関係づくりに努めています。そのような中で要望や苦情が上がってきた時は、複数人で対応し、上がってきた要望・苦情の奥に何があるのか探りながら、地域包括職員や他事業と連帯し、今後の方向性を決めて各職員に周知しています。

ケアプラザへの苦情相談に関しては、苦情受付の担当職員名を玄関に掲示し、すべての利用者に周知しています。苦情・相談があったときは、相談対応記録簿を作成し、所長を中心として迅速に改善や対応を実施し、内容によって、区や福祉局や法人本部と相談を行います。区役所など関係機関への報告もできる限りその日のうちに行うことで、早期解決ができるように努め今後も取り組んでいきます。

法人では、第三者委員会を設置しているため、契約書等への記載と掲示により周知も行っています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

<記載場所>

『個人情報保護マニュアル』及び『情報公表に関する規程』を整備し、全職員に周知しています。法律や法人規定を遵守すると共に、全職員が強く意識して業務にあたれるよう、具体的に伝えることをしています。

どういう行動が個人情報を流出してしまう危険性があるのか、また個人の情報が外部に漏れることでご本人やご家族に生じる可能性がある不利益について、入職時と年2回の研修、朝礼での報告など機会をつくり、話し合いをしています。個人の情報に留意することで、一人ひとりの人権を守り、人権尊重へつながっていると考えます。

法人の運営状況に関しては、ホームページで公開すると共に、各部署で閲覧できるよう設置し、閲覧できることを明記した文面を、館内掲示等で周知しています。

また、ウェブアクセシビリティへの配慮にも取り組んでいます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

ヨコハマプラ5.3計画においては、職員の理解を深め、これまで燃えるごみの対象であったプラスチック製品もプラスチックとして廃棄できるように市が定める規定に沿って取り組みます。

今後の周知として、地域住民へ配架するチラシなどを通して変更点などをお知らせし、地球温暖化対策の一環として協力いただけるように周知します。

また、ゴミの減量化、リサイクルへの意識啓発にも努めています。全職員がごみの分別を理解し、紙類に関しては、ペーパーレス化できるものは意識して行い、データ保存などDXを推進していきます。

通所介護事業では給食を実施しているため、生ごみにおいては、ごみの分別と水切りにも心がけ、ヨコハマプラ5.3計画にある調理器具や食品に使われるトレイなども分別していきます。

また、発注等に関しては相見積を取る中で、市内の中小企業への発注となるよう対応しています。

市内中小企業振興条例にもありますが、中小企業とのつながりを持つことで、地域の活性が行われ、地域包括ケアシステムにもつながり、地域住民が安心して生活を送れるように地域の開発や発展にも意識して視野を広げ、資源を有効に活用できるよう支援していきます。

男女共同参画推進等に対する考え方については、職員一人一人の意見を尊重し、ケアプラザの機

能を十分に発揮できるよう誰もが相談しあい、助け合える環境づくりを構築していきます。

また、地域においても地域相談者や関係機関、団体など関わる全ての方に信頼を得られるように関係を築き、性別に関係なく誰もが社会で活躍できるよう取り組んでいきます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

<記載場所>

ケアプラザ広報紙『鴨めーる』を月に1回発行して、ケアプラザの活動等の周知を行っています。『鴨めーる』は、自治会加入者へは全戸配布を行い、加入者以外にも情報が届くよう、ホームページへの掲載や、地域の支援者から手渡ししていただくなど、地域住民の協力を得ながら配布を行っています。その他、エリアの小・中学校のほかケアプラザに通える場所にある小学校（みたけ台小・鉄小など）に「スクール版 鴨めーる」を年3回の配布をお願いしています。内容は若年層の利用につながるような活動の紹介と子どもや保護者が参加できる活動の情報を定期的発信としています。

地域のニーズを探りながら、講座や自主事業の企画を行い、自主化へ向けて後方支援を繰り返し行う中で、一つでも多く新たな活動団体ができるよう取り組みを進めてきました。登録団体が保健福祉活動を知り、興味をもって積極的にボランティア活動に参加しやすいようにその内容を明確にして団体毎に声掛けをしています。

必要な情報提供は館内掲示だけでなく、ホームページや来館時個別に職員が顔を見せて、交流も交えて情報提供に努めています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<記載場所>

地域の身近な相談機関として、必要な方に情報が届くにはどうすればよいかを考えながら、5職種で情報共有を行い、相談ケースに合わせて寄り添った支援を行っています。その状況に応じて必要な情報提供を速やかに行い、自治会、民生委員、児童委員、友愛活動推進員等地域の活動団体の協力を得ています。

例えば、子ども向けの情報を小・中学校へ手渡しで配架し、情報共有・情報交換を行っています。身近な障がい児・者の拠点へ生活支援コーディネーターと地域活動交流コーディネーターが定期的に訪問して情報提供を行うと同時に、現状や課題の確認をしています。

現在、ケアプラザ内でも月1回開催の「ひるがおカフェ」のほかに、今後は、障がい児・者の施

設内で地域住民との交流が持てる場づくりを検討しております。身近でひとりひとりの声から拾えるような環境・関係づくりに努めていきます。

また、高齢者虐待防止法のパンフレットを手に取っているところを、他の人に見られたくないことを考慮して、トイレの洗面前に置き、数の把握をしておくことなども工夫して取り組んでいる一つです。

日頃より来館者が来た際には事務所で挨拶は欠かさず、全職員が気持ちよく接し、館内でも話しやすい関係づくりに努めております。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

<記載場所>

月に1回、情報共有や各部門で取り組めることについての話し合いの場を持っています。この場以外でも必要に応じて情報交換を行っています。

また、部門をこえて地域の行事等と一緒に参加することで、地域の実情把握を行い、専門職の見地から、ケアプラザ事業に活かす方法を探っていきます。

施設間連携が図れる情報交換会には所長または地域交流活動コーディネーターが必ず参加してコミュニティハウスや地区センター双方が随時情報提供を行える関係づくり、ケアプラザ内だけでなく、必要に応じて連携を図ることで円滑で効率的な運営につなげていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

<記載場所>

総合相談、地域ケア会議の開催、包括カンファレンスやケアマネジャー支援により得られた地域ニーズを、区役所、区社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員等地域活動団体と共有し、ネットワークの構築を進めてきました。その中で、地域の行事などに、ケアプラザ職員が可能であれば複数で参加することで、ケアプラザの機能の周知と共に、顔の見える関係づくりに努めてきました。

また、学校運営協議会の委員になることで、地域の情報を学校へ、学校の情報を地域へつなぐ役割を果たしています。

子ども家庭支援課や社会福祉協議会、ラフルと協働して行う子育て支援ネットワークには館内利用の登録団体や区主催にほっこりんこ、エリアの子育てに関わるNPO団体のほか幼稚園の代表、連合自治会長、民生委員、児童委員、子ども会会長が集い情報共有を行い地域福祉保健計画へも反映できるよう取り組んでいます。同時にそこで共有した課題に寄り添った「ODEKAKE かもん」のような活動を企画・実施し協働しています。自治会長は、半数以上が1～2年に1回交代する地域のため、ケアプラザの機能や地域福祉保健計画については、その都度説明が必要となっています。

反面、会長を交代した後も、地域活動に取り組んでくださる方が多い地域となっています。そう

いった方々が、地域でつながり、活動できるような情報提供を今後もさせていただきたいと考えています。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

地区別推進会議開催にあたり、事前に区役所や区社会福祉協議会と協働でチーム会議を開き、浮き彫りとなっている地域課題や問題などを共有し、解決に向けて取り組んでいます。

また、ケアプラザと区役所が日常業務において必要な情報や各々が抱える問題・課題等を互いに円滑に共有できるよう、月1回区役所と包括でカンファレンスの機会を設けています。事業や地域の会議に共に出向き、現状の課題や問題等の把握に努めています。

各職種（5 職種）においては、青葉区内各ケアプラザ職員の分科会に参加し、毎月それぞれの問題や情報などを共有し解決に向けて取り組みを行っています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画では、複数の職種が関わり、行政や関係団体、地域の方々と連携を取りながら、共通認識を持ち進めています。地域活動の継続、次世代への継承や高齢者が活躍できる生きがいきづくり、認知症への理解、障がい者への理解、見守りに関わる支援の仕組みづくりを地域のニーズと照らし合わせながら、支援を協働で行っていきます。

地区社会福祉協議会や自治会・町内会、地域のイベント、民生委員・児童委員協議会の会議などへ積極的に参加し、地域が抱えている諸問題の実態把握に努めていきます。

ケアプラザの自主事業参加者や貸館利用団体と事業参加者との意見交換を行い、課題を浮き彫りにした上で5 職種が協働で対応する体制を構築していきます。そのために、5 職種の連絡会を定期的実施し、実行可能な組織体制をつくります。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

地区の高齢化率は現在 30%で、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯もさらに増えると予想されます。また、この地区の地形は幹線道路を谷として傾斜があり、ケアプラザへの来所や、事業参加が難しく、活動の場に出向くことが困難となり、機会が限定される現状があります。

このことから、事業の参加や情報提供が限定されないよう、参加しやすい場所の検討や場の提供をしながら、高齢者の仲間づくりや介護予防事業として、サロンやたまり場づくりをさらに拡充するために、地区の活動場所に出向き、住民と意見交換しながら、協働で企画し、地域全体のニーズとして捉え、高齢者が生き生きと暮らせるような事業を展開していきます。

・障がい児・者について

当事者やボランティアが行っている障がい児・者の訓練会、多世代間交流会、ミニデイサービスが定期利用しています。活動の継続と共にボランティアの高齢化や当事者の望む活動や希望する支援も増え、多様化してきている現状があります。

地域住民が障がい児・者に対して理解を深めるために、ケアプラザにて障がい児・者が製作するパン、クッキーの販売パン販売、出張のコーヒー販売を実施しております。

障がい児・者の訓練会や余暇事業も、室内の活動だけでなく、外出行事や音楽療法・動物セラピー、家庭内の支援など多岐にわたって支援を必要としています。今後も当事者のニーズと住民がつながり、誰もが住みやすい地域について考える機会として、地域住民の理解を深める講座や地域交流会を、関係機関・団体・ボランティア等に協力を仰ぎながら行い、障がいの有無にかかわらず参加できるような場をつくり、地域で見守る活動支援を行っていきます。

・子育て関係

この地区は年少人口比率 13.4%で、区の平均を上回っており、第2子・第3子が多く、子育て事業や広場では、兄弟児の参加が多いのが特徴です。ケアプラザの自主事業に加え、多世代交流の「かもマチ食堂」や親子の居場所「かもん」のような地域のボランティアとケアプラザの協働の居場所や住民主体の広場も充実してきており、育児不安を解消する居場所が周知されてきています。今後も緑の多い環境を活用して、外出行事や交流事業を関係団体と共に検討して顔の見える関係づくりから地域の中で子育て支援できる仕組みづくりを模索していきます。

子育て世代や小中学生が参加しやすいニーズの上がった多様なジャンルで講座を開きます。小学生向けに「放課後支援プログラム」組、放課後の居場所づくりを拡げています。気軽に活用できる「自習室」なども検討する予定です。

子どもから高齢者・障がいのある方も一緒に参加できる事業の立ち上げ、社会福祉協議会をはじめとした活動運営にかかる資金面での支援の情報提供、館内活動のみならず、地域資源とのつながりの作りと様々な活躍の場情報提供を行い、サークル化までの経緯を緩やかに伴走し、関係性を深めて、サークル活動が円滑化できるように継続的なきめ細かい後方支援を行っていきます。

・主な取り組み

子どもから高齢者・障がいのある方も一緒に参加できる事業の立ち上げ

社会福祉協議会と協働し活動が継続できるような資金面での支援についての相談対応と活用館内活動のみならず、地域資源とのつながりを作り活躍の場のしくみ、提供への後方支援

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

障がい児・者の訓練会や子育て相談会場、高齢者のお食事会、ミニデイサービス、ボランティア団体などの活動が継続的に行われるように、場の提供をしています。また、定期事業一覧表や活動団体のパンフレットなど館内掲示をし、直近の空き状況が分かるように情報発信していくとともに、広報紙や交流会・会議などを通じてお知らせし、団体同士の関係が築けるよう調整役となり、活動が継続できるよう支援していきます。

ボランティア初体験から経験豊富な活動団体の活動案内までを提案し、年間通じて今できることを皆で考える話し合いの場を個別でも設けます。また、無理のない保健福祉活動の情報提供から後方支援を行っていきます。

小学校のキッズクラブに、読み語りのボランティアが週に1回定期活動しております。学校とのつながりの継続を目指して、ボランティアの拡充、また定期的訪問ができるよう後方支援していきます。

各種講座を立ち上げ、グループ化をしております。まずは通所介護でのボランティアから始め、ケアプラザ以外での場へ発展させていく取り組みを実施していきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

中里北部地区は高齢者のお食事会、親子のひろばや世代間交流会、障がい児・者の当事者と保護者の会、ミニデイサービス、健康づくりを目的にウォーキングや料理教室、高齢者の見守りなど様々なボランティア団体が活発に活動しています。

また、日常生活の中の困りごとを解決する取り組み『ちょこボラ』も地域住民が意見交換しながら進めています。活動開始から20年を迎えた団体も多く、地域の会議や団体のミーティングなどでは、担い手の高齢化や介護の問題で人材が不足していることや、地域で支えあう関係づくりの推進について、住民の意識をどう高めるかが課題として上げられています。

この現状を踏まえ、若年層も交えた活動を目的に、新たに「読み語りボランティア」の育成を行いました。講座終了後団体としてデイサービス、子育てサロン、エリアの小学校へ定期的なボランティア活動が開始されております。

また「朗読講座」、「手話講座」、「トーンチャイム」へボランティア活動を呼びかけ、あらゆる世代の方が支えあう関係を支援しております。

高齢者支援では手芸・編み物で活動している3団体が「認知症マフ」を製作し近隣の病院や事業所に役立ててもらった活動を始めました。この活動をきっかけに地域包括支援センター職員やキャラバンメイトを通して「認知症」についての勉強会を年に1回開催しています。令和7年度以降のチームオレンジ事業の活動に繋げられるように取り組んでいきます。

現在「学生ボランティア登録」が増えています。そのきっかけとして「みんなの学習室」があり、近隣の中学、高校、エリアの大学からボランティアを募り、継続して続ける人材も多く、他の取り組みにも青少年ボランティアとして参加が広がってきました。将来、学びに来ている小学生が「支援する側」のボランティアへと成長していけるように働きかけ、地域活動への理解と興味を持てるよう関係づくりをしていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

中里北部地区は、ボランティアによる交流の場や見守り活動が活発に行われています。支える側の人材不足や活性化が課題として上げられています。それぞれの活動が地区内に広く周知されることで、地域住民とつながりが周知され、地区内に住む人・働く人・学ぶ人も含めた支えあう仕組みができるように支援していきます。

ボランティア団体・個人との交流・促進につながる情報提供は広報紙に加えて別表で事業カレンダーやホームページでも発信します。身近な施設や店舗も含めた地域内での発信と館内の部屋毎の掲示や配架を実施します。

日常業務の中で日々、コーディネーターやサブコーディネーターが住民のニーズ、悩みなども逃さず、速やかに情報共有することを行い、必要な支援につなげています。

また、地域活動交流と生活支援コーディネーター、地域包括支援センターが情報共有のための意見交換会を行い、それぞれの業務に活かしていきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地区の現状把握のため、人口統計、介護保険申請者数・利用数や介護保険事業所・障がい者施設・サークルやサロン活動者へのアンケート調査の実施のほか地域のサロンへの参加、地区の行事への参加）、ボランティア活動者・自主事業参加者などへ聞き取りを行い、『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）や各老人会、連合町内会、地区社協など地区の会議の場を通して、結果を地域の方々へ報告するとともに、得た情報から見えてくる、課題を整理・共有し、必要な支援を地域の方々や関係機関と検討しています。

また、情報発信の機会として、サークル活動や集会所・自治会館、マンション、団地などの掲示板、自治会・町内会のHP、連合町内会、地区社協だより、気づきの和連絡会の広報紙「ごきげん」を活用のほか、自治会・町内会未加入者などの情報の届きにくい方への情報発信についても民生委員や、ボランティア活動者等へ協力を得ながら周知されるよう取り組んでいます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

中里北部地区は、緑豊かな地域（寺家町）にて住民以外の農作業を行う地域作業所や、幼稚園や小学校・中学校、特色である大学2校があり、子どもから高齢者まで行き交う場があります。このような場を活かし、情報収集・発信を行っていきます。NPO法人（森ノオト）や地域内の介護保険事業所などと協働し、『情報交換会』を実施、事業の広報活動を行いました。薬局や福祉事業所と合同で健康測定会、福祉機器展を実施し、地域とのつながりづくりにも取り組みました。

また、地域の担い手を増やすため、企業や地区内の大学も含め、地域貢献について意見交換しながら、連合町内会をはじめとした地域の関係組織、区役所、区社会福祉協議会、学校関係者、施設と連携を目指し、地域活動への理解を深め、見守り活動につながる情報共有の方法を考える機会をつくり、学生も含め若い世代との接点を見出せるようにしていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地区内の各組織・団体それぞれが見守り活動の取り組みを行っており、それぞれが抱えている課題を互いに共有するため、『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）を定期的に開催し、住民・区役所・区社会福祉協議会・ケアプラザなどの連携を深め、問題・課題を把握しています。

地区の課題として、担い手の高齢化、地域行事の在り方、災害時の対応方法、若い世代との情報発信方法・受け取り方法など多岐にわたって上げられています。これらの課題を住民と企業・学校・福祉事業所が知恵を出し合い、解決に向けて取り組みを話し合っています。取り組みについて予定している、障がい者施設や、高齢者施設、学校等様々な年代の誰もが参加できる場や、地域資源を伝える媒体づくりなどを、すすめられるように支援していきます。

令和5年度より検討され発行している気づきの和情報誌「ごきげん」や、日々の出来事を投稿できる「気づきの和ポスト」の仕組みを活用し、暮らしの中で感じている困りごと、課題の把握に努めていきます。さらに把握した課題を住民と分析し、地区の行事や『気づきの和連絡会』などを通じて担い手の発掘から活躍できる場へつなげていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

介護保険事業所と生活支援サービス事業所との交流会を企画し、介護保険利用者へのアンケートを実施しました。その結果をもとに、インフォーマルサービス情報誌『青葉区 地域活動リスト』

の制作、更新作業、生活支援として便利屋等企業を知る意見交換会を実施しています。

多様なニーズへの対応について福祉事業所を含め、随時相談できる関係の構築に努めています。相談から見えてきた、日常生活課題（買い物・移動）支援について、出張買い物支援の会社や自治会と情報交換し、適切な社会資源とマッチングできるよう解決に向けて協議していきます。

個別課題や地域課題の解決に向けて、住民・専門職・関係機関を含む多様な関係者が、必要な情報や各々が抱える問題・課題を互いに円滑に共有できるネットワークを構築していきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の方々に対しては、今後も様々な活動への包括支援センター職員の参加により「身近な相談窓口」として地域包括支援センターがあることを継続して周知していきます。

身近な相談窓口となれるように、ケアプラザ以外ではたちばな台の「まちなかクラブ」で月1回の出張相談の機会を設けています。

相談対応時には、より理解が得られるように媒体（ハートページ、サービスガイドあおば、各事業所の案内冊子など）を内容に応じて使用しています。相談者が「相談してよかった」「安心できた」と感じられるよう、必要な情報提供や環境を整え、日頃からの地域の情報収集や関係機関との連携に努めます。相談者の個別性に対しての支援ができるように地域包括支援センター内での情報共有や区役所、関係機関との連絡調整も行っていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症の人がその意思を尊重され、できるかぎり住み慣れたよい環境の中で暮らし続けることを目標に、地域の方々に認知症について正しく理解してもらえるよう、認知症サポーター養成講座を小・中学校や大学、町内会役員、地域のボランティア団体、郵便局、新聞店に向けて実施しました。

また、ケアプラザにて『介護者のつどい』を開催し、茶話会形式で介護者同士の交流や情報交換を図りました。今後も認知症の早期発見・対応の重要性にかかる地域への普及啓発（サポーター養成講座や介護者のつどいでの周知）などを実施していきます。また今後も継続して介護者サポート『ほっと青葉』アドバイザーの参加協力も得ていきます。

総合相談や民生委員などの地域の方々を通じて把握した対象者に対して、認知症初期集中支援チームの活用や、認知症対応連携マニュアルに沿って医療機関や区役所と連携して対応していきます。また、地域事業所（郵便局や新聞店、銀行など）とも連携し、地域全体で早期発見・対応できるよう取り組んでいきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

虐待事例については、毎月の包括カンファレンス時に区職員と状況確認を行っている他、『ネットワークミーティング』を通して対応方法や現状確認を行っています。虐待防止と早期発見という視点を、今後もより広く周知していく機会を企画していきます。

地域包括支援センター社会福祉士分科会内の『高齢者虐待防止班』では、包括3職種が共通認識を持って同様の対応ができるよう、研修企画の取り組みを行っています。同分科会では区役所や区社会福祉協議会とともに、青葉区版エンディングノート『わたしノート』の普及啓発についても検討しています。

『介護者のつどい』では、主に介護者同士が情報交換や悩みを話せる場づくりを目指し、茶話会形式で実施、介護者それぞれの思いを口にする時間を持つ機会となりました。

また、『介護者のつどい』参加者の要望を聞き取り、それに沿って年1回以上、介護保険事業所や企業、大学の協力も得ながら、勉強会（杖の選び方、耳の聞こえ等）や座談会を開催しています。介護者の集える場として今後も継続した関わりを持つことで、必要な情報提供や介護者の負担軽減につながる事業を行っています。

生活支援体制整備事業の職員と共に『認知症サポーター養成講座』を、新聞店職員、小中学校、大学、地域のボランティア団体、町内会役員向けに実施することができました。その際は、地域のキャラバンメイト、連合町内会、中里北部地区社会福祉協議会・区役所、区社会福祉協議会の協力を得ることができました。

大学とは認知症サポーター養成講座の開催を通してより関係性を深め、別で『もしバナゲーム』を活用した講座を開催しました。在宅医療連携拠点と協力し、意思決定支援に関わる内容を伝える機会となりました。

今後も地域の職域に向けた普及啓発活動を行っていきたいと考えています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

『中里北部ふれあい見守り事業』に参加していることから、民生委員からの依頼により、見守り事業の同行訪問や地域の方々向けに、『認知症』や『わたしノート』の勉強会を開催しました。

個別の『地域ケア会議』では、民生委員、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センター職員以外にも、地域の訪問看護事業所、居宅介護支援事業所の参加が得られました。今後も関係機関と地域の課題について検討が行えるよう、日頃の関係をもち続けていきます。

区内の地域包括支援センター合同で、毎年『合同包括カンファレンス(ケアマネジャー勉強会)』

を実施しています。ケアマネジャーからの相談では、支援困難ケースに限らず、状況に応じて同行訪問やサービス担当者会議への出席、また、区役所との連携を図りながら対応しています。

新任ケアマネジャー交流と勉強を目的とした合同実習の支援や、『青葉区ケアマネジャー連絡会』を支援し、訪問診療医との連携を目的とした会や、虐待防止を目的とした研修会などを開催。実施にあたっては毎年、区内の地域包括職員と参加者の意見を聞き、活動内容を見直し、現状に沿った勉強会、講習会となるよう連携を図りながら行っています。

■在宅医療・介護連携推進事業

複数包括での『合同包括カンファレンス』では、ケアマネジャーの参加と、訪問看護事業所などの医療職にも参加を得られました。薬局にはイベントの共催の依頼したことで、薬剤師とも交流が図れました。今後も働きかけを行い、様々な機関が一同に会し、関係がより強固に、より密接になるようなネットワークづくりを行っていきます。

疾患別医療・介護連携事業（糖尿病重症化予防ネットワーク）や青葉区看護職連絡会への参加により青葉区医師会・歯科医師会・薬剤師会・在宅医療連携拠点・栄養ケアステーション・病院・クリニック・訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所などとの事例検討や研修企画の場を通して関係を深めていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

ケアマネジャー、事業所、医療職の他に、区役所や区社会福祉協議会、民生委員、生活支援コーディネーターなど協働して地域課題（地域の強みや弱み、特色）の共有を図ります。

ケア会議で集約した情報や、日頃の『総合相談・支援』の分析、これまでに実施した調査データや地区診断などを合わせて考えていきます。

また、地域の社会資源等について情報発信・共有ができるよう、住民に場の必要性を伝え、協力が得られるよう意見交換会を開きます。住民それぞれが徒歩で行ける範囲に通いの場をつくることを目指し、『気づきの和連絡会』（見守り連絡会）や地域ケア会議、連合等の地区の会議を活用していきます。

住民が適切な資源につながるようするため、地域の具体的な課題やニーズを共有しながら、資源開発や地域づくりを行い、必要があれば政策形成に取り組んでいきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

住み慣れた地域で、可能な限り在宅で自立した生活を継続できるように、関係法令等に基づいて必要な介護予防サービスの利用のための支援計画書の作成と共に、利用者の選択により適切なサービスが確保されるよう、関係機関との連絡・調整を行います。

訪問やサービス担当者会議の際には「自立支援・介護予防」の概念を利用者、サービス提供事業所で確認していくことで重度化の予防にも努めます。

職員の育成については、外部の研修や事業所内で事例検討の機会、区役所への相談などを通してスキルアップを日指します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

「元気づくりステーション」や「介護予防普及啓発事業」に取り組んでいます。元気づくりステーションでは活動の継続のために新しい人材の参加や役割分担が課題に挙がっていることから、区役所高齢者支援担当との連携により参加者自身が自主的に活動に取り組めるような支援を行っていきます。

介護予防普及啓発事業では積極的に「ハマトレ」を取り入れて、横浜市の目指す「ポジティブ・エイジング」についての説明により、健康で過ごすことの必要性を意識できるような関わりを目指します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

『青葉区ケアマネジャー連絡会』『合同包括カンファレンス』では医療職、介護職、区役所や区内地域包括支援センターとの連携により、青葉区医師会、薬剤師、訪問看護連絡会と研修の協働を行うなど関係づくりを深めることができました。

区内地域包括支援センターの社会福祉士分科会では、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会と連携しています。今後も継続した関わりによって、必要時に適切な対応を心掛けていきます。

区内包括の『青葉区主任ケアマネジャー分科会』では区内包括同職種間の関係構築と併せて『各連絡会』と連携しながら、顔の見える関係づくりができるように働きかけています。

『地域ケア会議』では、民生委員、介護保険サービス事業所、医療機関、区社協との連携を持ち

ながら、開催・課題への検討を行っています。

青葉区看護職連絡会において、包括支援センターも関わった事例を検討することで、在宅医療連携拠点や訪問看護事業所、病院看護職とのネットワークの重要性を考える機会となりました。

カンファレンスや各種会合を通じて、包括や各サービス事業所、ケアマネジャーなどと年々連携が深まっていることを実感しています。これまでの事業や他の関係機関との関わりを継続しながら、新しい事業などにも参画し、地域に根ざしたネットワーク構築を行っています。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

公の施設における事業提供であることを自覚し、守秘義務や個人情報の保護については細心の注意を払い、サービス提供に関しては、ご利用者の意見を尊重し自己決定できるよう支援していきます。

地域包括支援センターはもちろんのこと、病院、介護保険事業所、区役所、民生委員、各種団体と情報を共有し、連携をとって、ご利用者が住み馴れた地域で生活が続けられる支援を行います。

地域の活動への参加を通し、地域の資源の活用しながら支援を行います。

新規の方、介護予防の方も積極的に受け入れていく体制を整えます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業（実施施設のみ）

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

通所介護と介護予防通所介護を、9:45～16:00の時間で提供しています。

利用者の要望に細やかに対応しています。提供時間が長くなりますので、適宜休憩を取り入れつつ、午前中は入浴と個別レクリエーション、昼食前にビデオなどを観ながらの口腔体操、午後は体操と集団レクリエーション、ミニレクリエーションを組み合わせ提供しています。

体操はロコモ体操やコグニサイズなどバリエーションをつくり、使用する器具もセラバンドやタオルなど数種類用意しています。身体機能向上のための取り組みを自宅でも取り入れていただけるよう働きかけております。

個別訓練を目的として、歩行訓練や転倒予防のためのバランス訓練など立位体操に力を入れて在宅生活を支援します。また、認知症予防として選択制を持たせたプログラムに参加していただくことで、ご自身の能力を発揮できるように支援し、脳の活性化を図ります。

ボランティアの受け入れでは、ケアプラザ機能を活かして、団体、個人が活動しやすい体制づくりを提供しております。具体的には歌謡・コーラス、三線、トーンチャイム、フラダンス、書道等

の方々が参加されています。又、地域社会とのつながりでは近隣の小学校との交流会や、中学生の職業体験も実施しております。

レクリエーション活動等の様子を定期的にホームページ・ブログに掲載し、家族にも取り組みがわかるようにしております。

業務継続計画として、感染症対策としては、職員への感染症の理解を深めるために研修を定期的に行っており、日頃より感染防止に努めております。感染が認められた場合は、利用者が安全に利用できるように迅速に且つ継続的に業務が遂行でできるように取り組んでおります。また地震や台風等の自然災害対策においても地域のリスクや建物・設備等の危険性を把握し、災害時に慌てないため会議などで話し合う場を設けております。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

ケアプラザの運営は、地域活動交流、地域包括支援、生活支援体制整備事業、介護予防事業の指定管理料からなる事業と通所介護、居宅介護支援、介護予防支援の介護保険収入の2つの柱から成り立っています。

利用者サービスの向上のため、利便性、快適性を充実させるために利用者からの意見に耳を傾け改善を行い、安全・安心のために必要な修繕等の環境整備にも注力していきたいと思っています。

ただ、建物が建築されてから20年経過していることもあり、規模の大きな修繕等が発生することが考えられ、そのための収支計画を立て、速やかに対応できるようにしていきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

前年度末に各部門責任者と事業等の活動内容及び参加者の方々から徴収している参加費が適正に行われているかをヒヤリングし、そのまま生かす点、見直すべき点を明確にし、次年度の目標を定めています。

運営費等を低額に抑える工夫としては、他のケアプラザと情報を共有することにより、その事業に見合った物品等の価格を比較しての購入や地域の人材活用による講師に関わる費用の抑制にもつなげています。

指定管理料提案書
(横浜市鴨志田地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	12,935,000円	12,935,000円	12,935,000円	12,935,000円	12,935,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円	1,700,000円
事業費		事業における講師謝金、材料購入	☐	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円	130,000円
事務費		消耗品、印刷費、通信費、保険料、車両費、賃借料	☐	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円	1,200,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	7,600,000円	7,600,000円	7,600,000円	7,600,000円	7,600,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				22,818,000円	22,818,000円	22,818,000円	22,818,000円	22,818,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	18,075,000円	18,075,000円	18,075,000円	18,075,000円	18,075,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	3,700,000円	3,700,000円	3,700,000円	3,700,000円	3,700,000円
事業費		事業における講師謝金、材料購入	☐	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
事務費		消耗品、印刷費、通信費、保険料、車両費、賃借料	☐	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円	1,600,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				25,131,000円	25,131,000円	25,131,000円	25,131,000円	25,131,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		事業における講師謝金、材料購入	☐					
事務費		消耗品、印刷費、通信費、賃借料	☐	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝金、消耗品、会場借上料、通信費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市鴨志田地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,818,000円	22,818,000円	22,818,000円	22,818,000円	22,818,000円
		地域包括支援 センター運営事業	25,131,000円	25,131,000円	25,131,000円	25,131,000円	25,131,000円
		生活支援 体制整備事業	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円	5,150,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			53,253,000円	53,253,000円	53,253,000円	53,253,000円	53,253,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防 支援事業	3,750,000円	3,750,000円	3,750,000円	3,750,000円	3,750,000円
		居宅介護支援事業	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円	7,000,000円
		通所系 サービス事業	59,000,000円	59,000,000円	59,000,000円	59,000,000円	59,000,000円
			69,750,000円	69,750,000円	69,750,000円	69,750,000円	69,750,000円
	その他収入		50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
		123,053,000円	123,053,000円	123,053,000円	123,053,000円	123,053,000円	
支出	内訳	人件費	95,623,000円	95,623,000円	95,623,000円	95,623,000円	95,623,000円
		事業費	4,250,000円	4,250,000円	4,250,000円	4,250,000円	4,250,000円
		事務費	6,800,000円	6,800,000円	6,800,000円	6,800,000円	6,800,000円
		管理費	15,500,000円	15,500,000円	15,500,000円	15,500,000円	15,500,000円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			122,173,000円	122,173,000円	122,173,000円	122,173,000円	122,173,000円
	うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円	
収支			880,000円	880,000円	880,000円	880,000円	880,000円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市鴨志田地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長を含め、各事業ともに配置職種を必ず配置します。
地域ケアプラザ事業のサブコーディネーターとして臨時雇用職員を常勤換算で3名配置し、コーディネーター不在時でも事業の運営に支障がないようにしたいと思います。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 10 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんふじずかかい) 社会福祉法人ふじ寿か会	
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。		
(ふりがな) 名称	()	
所在地	〒226-0024 神奈川県横浜市緑区西八朔町 773-2 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式6同意書による)に使用します)	
設立年月日	平成 3 年 6 月	
沿革	平成 3 年 6 月 社会福祉法人ふじ寿か会設立 平成 3 年 9 月 特別養護老人ホームふじ寿か園開設 平成 4 年 1 月 特別養護老人ホームふじ寿か園にてショートステイ開始 平成 4 年 3 月 特別養護老人ホームふじ寿か園にてデイサービス開始 平成 8 年 4 月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて特別養護棟(認知症)開設 平成 9 年 1 月 関連施設高齢者グループホームことぶきの里開設 平成 9 年 10 月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて老人介護支援センター開始 平成 11 年 11 月 特別養護老人ホームふじ寿か園にて居宅介護支援事業開始 平成 12 年 3 月 関連施設高齢者グループホームあすの里開設 平成 12 年 5 月 関連施設みすずが丘ショートステイセンター開設 平成 13 年 3 月 関連施設高齢者グループホームふじの里開設 平成 16 年 1 月 横浜市鴨志田地域ケアプラザ指定管理 平成 16 年 3 月 関連施設高齢者グループホームそまやまの里開設 平成 25 年 4 月 関連施設地域作業所陽だまり組入れ 平成 30 年 10 月 関連施設障害者グループホームソレイユ組入れ 令和 1 年 6 月 関連施設ナーシングホーム横浜ゆうふくの郷組入れ 令和 1 年 8 月 みすずが丘ショートステイセンターを特別養護老人ホームみすずが丘への業種変更 令和 2 年 4 月 横浜市山下地域ケアプラザ指定管理それに伴い、特別養護老人ホームふじ寿か園での老人介護支援センター及び居宅介護支援事業を移転 令和 6 年 3 月 特別養護老人ホームふじ寿か園のデイサービスを廃止	

事業内容等	介護保険法による事業、介護老人福祉施設(定員 105 名・34 名)2 箇所、併設型(介護予防)短期入所生活介護(定員 5 名・6 名)2 箇所、(介護予防)通所介護(各定員 35 名)1 箇所、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(定員 9 名、3 箇所、定員 18 名 1 箇所)計 4 箇所、居宅介護支援事業 2 箇所、介護予防支援事業 2 箇所を市内緑区・青葉区・都筑区で運営している。 横浜市より指定管理を受け、横浜市鴨志田地域ケアプラザ、横浜市山下地域ケアプラザを運営している。 障害者地域作業所・障害者グループホーム(定員 7 名)を市内緑区にて運営している。 特定入居者生活介護施設(定員 99 名)を市内緑区にて運営している。			
財務状況 ※直近 3 か 年の事業年 度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	1,303,903,250	1,314,339,110	1,255,587,099
	総支出	1,380,498,438	1,331,310,917	1,309,001,220
	当期収支差額	-76,595,188	-16,971,807	-53,414,120
	次期繰越収支差 額	158,008,130	140,247,323	86,084,203
連絡担当者	【所 属】横浜市鴨志田地域ケアプラザ 【氏 名】XXXXXXXXXX 【電 話】045-961-6911 【F A X】045-960-6011 【E-mail】XXXXXXXXXX@xxxxxx.jp			
特記事項				